第 ４４ 回

吉 川 市 都 市 計 画 審 議 会

（議　案　書）

令和６年１１月２７日（水）
吉川市役所３階　３０４・３０５会議室

目　次

議第８２号　越谷都市計画下水道の変更について（吉川市決定）・・・・・・・・・・ 1

計　画　書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

総　括　図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

計　画　図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

議第８３号　吉川市都市計画審議会運営規程の改正について（審議会決定）・・・・・ 5

吉川市都市計画審議会運営規程の改正について（審議会決定）・・・・・・・・・・ 6

議第 82 号

越谷都市計画
下水道の変更について

（吉川市決定）

越谷都市計画下水道の変更（吉川市決定）

越谷都市計画下水道「４．その他の施設」から、木売落し管路調整池を廃止する。

４．その他の施設

内　　訳	位　　置	備　考
木売落し管路調整池	吉川市吉川１丁目，吉川２丁目， 平沼１丁目及び保１丁目	約 16,400 ㎡
―	―	―

「区域は計画図表示のとおり」

*上段は変更前、下段は変更後。

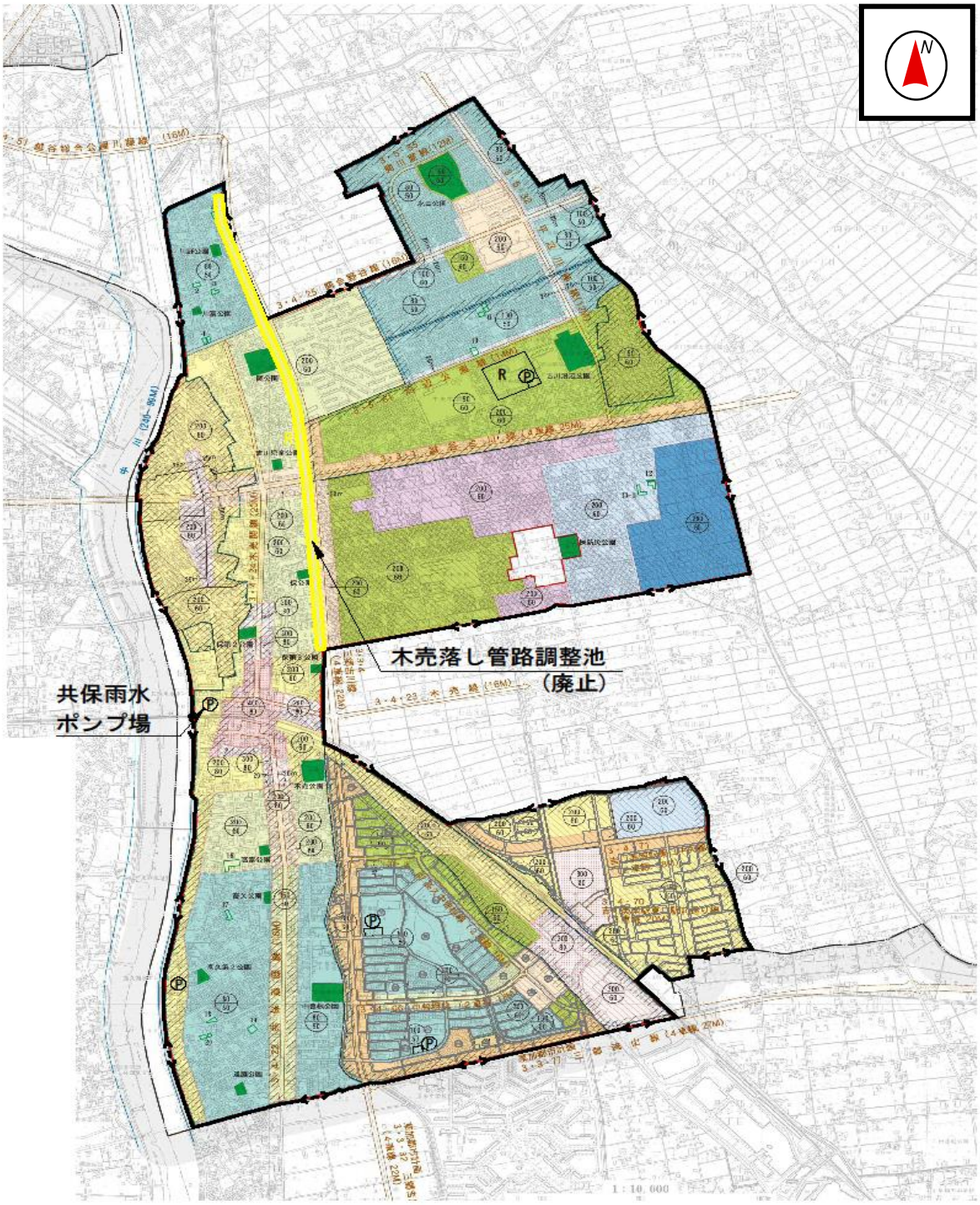
変更理由

本市の公共下水道は昭和 49 年に都市計画決定を受け、その完遂に鋭意努力中である。

このたび、治水安全度の確保を図るため都市計画吉川公共下水道（雨水）第１排水区第１分区のその他の施設に位置付けていた木売落し管路調整池を、費用対効果が見込めないため廃止する。

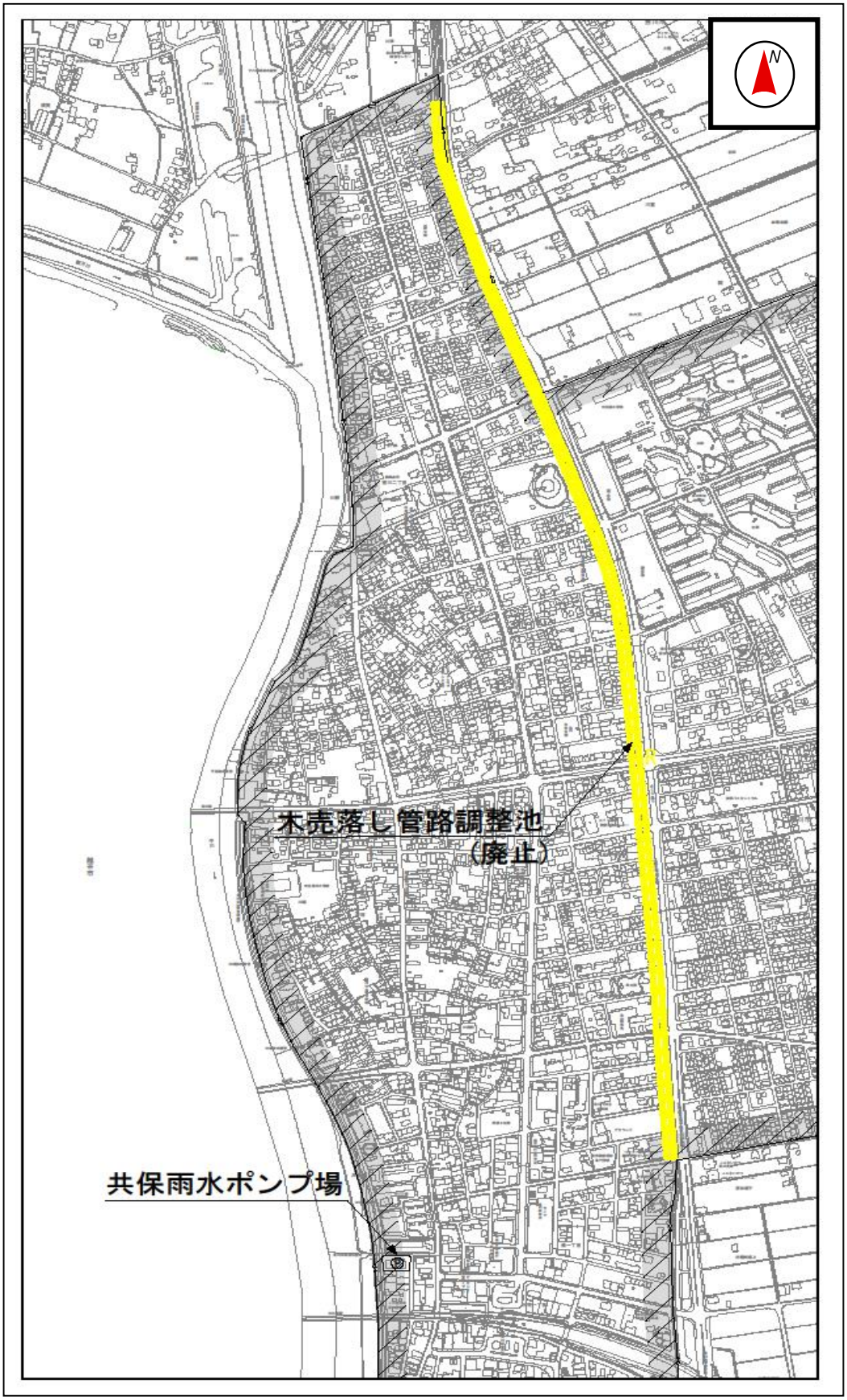
議第82号

越谷都市計画下水道の変更について（吉川市決定）
総 括 図



議第82号

越谷都市計画下水道の変更について（吉川市決定）
計 画 図



議第 83 号

吉川市都市計画審議会
運営規程の改正について

（審議会決定）

吉川市都市計画審議会運営規程の改正について（審議会決定）

吉川市都市計画審議会運営規程（平成１２年１１月２７日審議会議決）の一部を次の表のとおり改正する。

改正後	改正前
（常務委員会） 第５条　略 ２　吉川市都市計画審議会条例第７条第１項の規定により常務委員会が処理する軽易なものは、次に掲げる都市計画の変更とする。 （１）都市計画の名称の変更 （２）生産緑地法（昭和４９年法律第６８号）第１４条の規定に基づき生産緑地地区内における行為の制限の解除がなされた場合の変更 ３及び４　略	（常務委員会） 第５条　略 ２　吉川市都市計画審議会条例第７条第１項の規定により常務委員会が処理する軽易なものは、次に掲げる都市計画の変更とする。 （１）都市計画の変更のうち、名称の変更をするもの。 （２）生産緑地法（昭和４９年法律第６８号）第１４条の規定に基づき生産緑地地区内における行為の制限の解除をするもの。 ３及び４　略

附　則

１　この規程は、令和６年　　月　　日から施行する。